

平成24年 3 月23日

建設工事等入札参加有資格者各位

曾於市財政課長

建設工事請負契約書（約款）等の一部改正について（お知らせ）

1 改正の目的

本市の建設工事請負契約書（約款）については、公共工事標準請負契約約款（中央建設業審議会決定[平成22年 7 月26日改正]）に基づき作成されていますが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率」の変更に伴い、平成20年度から毎年度約款の一部を改正してきました。そこで、約款中の当該改正箇所である数字表記を文章表記に改め、変更の度の約款一部改正を解消するため、今回改正するものであります。

なお、この約款一部改正については、その他市発注分の契約書（設計業務等委託契約書、業務委託契約書等）においても同様の扱いとします。

2 改正内容（建設工事請負契約書（約款）の場合）

(1) 第34条の 2 第 8 項

改正後	改正前
当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た	年3.1パーセントの割合で計算した

(2) 第42条第 2 項及び第 3 項、第47条第 3 項

改正後	改正前
当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た	年3.1パーセントの割合で計算した

3 改正約款使用開始時期

平成24年 4 月 1 日以降の契約締結分から（※注 その他を参照）

（曾於市ホームページ中の契約様式ダウンロード分は平成24年 3 月22日改正済）

※ 既に改正前約款を大量に印刷されている場合は、平成24年 4 月 1 日以降もそのままご利用ください。